

[論点1 認証ADRの魅力を高めるための施策]

ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化

認証ADRの魅力を高めるためには、各事業者が専門性・特殊性を高めることが重要であり、そのため、各事業者において、自らの専門性・特殊性を意識化・明確化することが有用であるとの考え方について、どのように考えるか。また、そのための方策としては、どのようなものが考えられるか。

- ・ 利用者が認証ADRを利用しようとする場合としては、当該ADRの専門性や得意分野、あるいは当該ADRならではの取扱い等の特殊性が利用者側のニーズに合致する場合が考えられる。検討会においても、委員から、各事業者が専門・得意分野を分かりやすくアピールすることが重要であるとの意見があった。また、ヒアリングにおいても、特に業界型の事業者等から、特定分野に特化した専門性の高いサービスが提供されている実情が紹介されたほか、医療機関における事故原因の解明を求めるなどの不定型な申立てを受理し、あるいは休日時間外も含む長時間の期日の設定といった柔軟な工夫例等も紹介された。
 - ・ 認証ADRの魅力を高めるためには、各事業者が自らの専門性・特殊性を意識化・明確化し、これを高めることが重要であるとの考え方もあり得ると思われるが、このような考え方や、これを実現するための方策についてどのように考えるか。
 - ・ 例えば、各事業者の専門性・特殊性や当該事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料（注1）を作成することは、その作成過程において各事業者における意識化・明確化を促すことにつながるのではないかと考えられる。
- （注1）資料に掲げる項目としては、例えば別紙のような事項が考えられる。

紛争取扱分野（インデックスになりうるもの）

〇〇〇〇〇〇

認証番号 〇

事業社名 〇〇〇

名称（愛称） 〇〇〇

取扱紛争範囲（規程上の表現ではなく，分かりやすく，具体的に）
（網羅的でなく，得意なもの，専門的なもの）

アピールポイント（他の手続に比べてどこが利点なのか）

解決事例

取扱件数（過去3年分）

基本情報

名称，住所，連絡先，HP アドレス